長崎市×地域団体
企業版ふるさと納税による
ご支援をお願いいたします

寄附受付期間　令和8年9月18日 ～ 令和9年1月4日



新大工町商店街
ジャズ喫茶「コンボ」復活
プロジェクト

長崎市新大工町商店街振興組合

目標金額：1,400,000円



桜が丘校区の笑顔を守る！

夏まつり・地域行事の熱中症
対策プロジェクト

桜が丘小学校区
まちづくり協議会

目標金額：1,220,000円



軍艦島（端島）未来継承
プロジェクト

元島民×次世代の共同挑戦。
端島の危機を希望へ。

AGAIN端島

目標金額：3,000,000円



龍馬像がある「風頭公園」の
魅力向上プロジェクト

風頭公園景観振興会

目標金額：3,600,000円

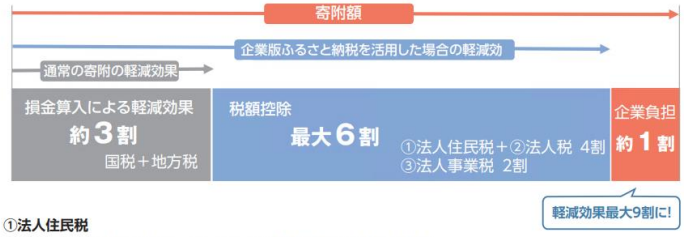
各プロジェクトの紹介・寄附方法については
長崎市HPをご参照ください！
https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/64723.html

企業版ふるさと納税のメリット

税制上の優遇措置

損金算入による軽減効果と合わせ、**最大で寄附額の約９割が軽減**され、実質的な企業様の負担は約１割となります。

【例】100 万円寄附すると、**最大 90 万円**の法人関係税が軽減。



①法人住民税
寄附額の４割を税額控除。（法人住民税法人税割額の 20%が上限）
②法人税
法人住民税で４割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の１割を限度（法人税額の 5%が上限）
③法人事業税
寄附額の２割を税額控除。（法人事業税額の 20%が上限）

（留意事項）
- １回あたり 10 万円以上の寄附が対象
- 寄附の代償として経済的な利益を受けることは禁止（公正なプロセスを経た上での契約などは問題なし）
- 本社（地方税法における「主たる事務所又は事業所」）が所在する地方公共団体への寄附は本制度の対象外
- この税額控除の適用期限は令和９年度末まで

企業としての PR 効果

長崎市公式ウェブサイトなどで、企業様の社会貢献を積極的にご紹介させていただきます。

企業様の紹介はこちら　長崎市　企業版ふるさと納税　寄附企業　検索

お問い合わせ

長崎市 市民生活部 自治振興課
【TEL】095-829-1134　【FAX】095-829-1233
【Mail】jichishin@city.nagasaki.lg.jp